

岐阜市とイオン株式会社との包括的連携に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）及びイオン株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が多様な分野で包括的な連携と協力関係を築き、地域の課題に適切に対応し、協働による事業を推進することにより、活力ある地域社会の形成及び発展並びに市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携及び協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携し、協力するものとする。

- (1) 移住・定住促進、子育て支援に関すること。
- (2) 地域の安全・安心に関すること。
- (3) 地産地消・市産品販売、食育に関すること。
- (4) 観光・文化の振興に関すること。
- (5) 健康増進・福祉・医療に関すること。
- (6) デジタルを活用した地域貢献に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な内容、実施方法、役割分担等については、甲及び乙がその都度協議し、決定するものとする。

3 乙は、連携事業の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社に実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲及び乙いずれからも更新しない旨の申出がない場合には、同一条件をもって1年間更新するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

（協定の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力に当たり、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（中途解約）

第6条 甲及び乙は、解約日の3か月前までに相手方に書面又は電磁的方法で通知することにより、本協定を解約することができる。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 7 年 12 月 17 日

甲 岐阜県岐阜市司町 40 番地 1
岐阜市
代表者 岐阜市長 柴橋 正直



乙 千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1
イオン株式会社
取締役 代表執行役社長 吉田 昭夫

